

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の背景

(1) 今日の環境問題

私たちの生活は、経済成長により物質的には豊かになりました。しかし、環境問題はこれまでの工場や事業場を発生源とするばい煙や汚水などの「産業型公害」から、ごみ問題や近隣騒音、生活排水による水質汚濁などの「都市・生活型公害」へと時代とともに変化し、今日では、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染、生物多様性の減少など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

このように、近年の環境問題の主な要因は、産業・経済の発展や都市化の進展に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムや私たちのライフスタイルの多様化によるものといえます。私たち一人ひとりが被害者であり、同時に加害者でもあるという両方の側面を持っているのです。

また、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故による影響を踏まえた電力需給への対応、さらには近年表面化してきた大陸から飛来する高濃度の微小粒子状物質であるPM2.5による越境汚染への対策など、これまでにないような新たな問題にも私たちは直面することになりました。

その一方で、価値観の変化や余暇時間の拡大などにより、うるおいとやすらぎのある生活が求められています。緑や水辺など身の回りの快適な空間が、まちづくりの重要な要素となっています。

私たちが、かけがえのない環境を守り維持していくために、豊かさと便利さを追求する現代の生活を見つめ直し、一人ひとりが環境に配慮した取り組みを行うことが必要であり、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の実現を目指していかなければなりません。

(2) 国内外の環境に対する取り組み

1) 世界の動向

深刻化する地球規模での環境問題に対処するため、地球温暖化の問題に対しては、2015年（平成27年）11月～12月に「第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」がフランスのパリで開催され、京都議定書に代わる実効的な2020年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。2016年（平成28年）11月には「パリ協定」が発効し、モロッコで「パリ協定」が発効して最初の開催となる第22回気候変動枠組条約締約国会議（COP22）が開催されました。

日本では、COP21に向け、日本の温室効果ガス削減目標を「2030年度に2013年（平成25年）度比で26%削減する」とした約束草案が、2015年（平成27年）7月17日の地球温暖化対策推進本部にて決定されました。2016年（平成28年）11月8日には国会での承認を経て、「パリ協定」の受諾書を提出し、批准手続きが完了しました。また、「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）5月13日に閣議決定されました。この中で、地方公共団体には、基本的役割として、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進することが求められています。

生物多様性減少の問題に対しては、特定の種や生息地の保全を目的とした「ワシントン条約」や「ラムサール条約」などの個別条約とともに、これらを補完する包括的な国際条約である「生物多様性条約」によって、広い枠組みの中で野生生物保護の取り組みが行われてきました。2010年（平成22年）に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」では、生物資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」、生態系保全に向けた世界初の共通目標を掲げた「愛知目標」が採択され、国際的な取り組みが着実に進められています。

2) 国内の動向

戦後の高度経済成長に伴い公害や自然破壊が大きな社会問題となったことから、1967年（昭和42年）に「公害対策基本法」、1972年（昭和47年）には「自然環境保全法」が制定され、この二つの基本的な法律の枠組みに従って我が国の環境政策は進められることとなり、公害対策では、1968年（昭和43年）の「大気汚染防止法」と「騒音規制法」の制定をはじめ順次個別の法整備が行われていきました。

その後、多様化、複雑化する環境問題に対応するため、従来の枠組みを包括した新たな総合的環境政策の法律として、1993年（平成5年）に環境の保全について、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務とともに、持続可能な社会の構築を目指す基本理念を定め、国民の健康で文化的な生活を確保する事を目的とした「環境基本法」が制定され、同法に基づき翌1994年（平成6年）には「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」の4つを長期的目標として掲げた「環境基本計画」が策定されました。

環境基本法の基本理念の実現に向けた一連の環境政策として、1998年（平成10年）の「京都議定書」の採択を受けて制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」、2000年（平成12年）の循環型社会の形成について基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」、2008年（平成20年）の「生物多様性基本法」などが制定され、様々な問題に適応した取り組みの推進が図られてきました。

また、東日本大震災後には、放射性物質による環境汚染の問題に対して、2011年（平成23年）8月に「放射性物質汚染対処特措法」が制定され、復興に向けた除染等の実施が進められるとともに、2012年（平成24年）4月策定の「第四次環境基本計画」では、国の目指すべき持続可能な社会の姿が、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の達成に加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置付けられました。また、PM2.5による大気汚染の問題に対しては、2013年（平成25年）2月に「微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起の暫定指針」が作成され、注意喚起の判断基準を設けた全国的な対応策が示されるなど、新たな環境問題への取り組みも進められています。

3) 北海道の動向

北海道における公害対策では、1969年（昭和44年）に「北海道公害防止条例」、自然環境保全対策では、1973年（昭和48年）に「北海道自然環境等保全条例」といった基幹となる条例が制定され、北海道の地域に即した環境政策が進められてきました。

その後、社会の変化に対応した新たな施策の枠組みとして、地球環境問題を含む今日の環境問題に適切に対応していくための基本理念や、道、事業者、道民の責務や施策の基本方針など北海道の環境政策の枠組みを示したものとして、1996年（平成8年）に「北海道環

境基本条例」が制定されました。1998年（平成10年）、「北海道環境基本条例」に掲げる基本理念に基づき、環境への負荷の少ない環境重視型社会を構築するための道筋を示す基本的な計画として「北海道環境基本計画」が策定されました。また、2000年（平成12年）には、「北海道地球温暖化防止計画」が策定されました。

さらに、環境基本計画に基づく施策を効果的に推進させるため、2008年（平成20年）には「北海道環境基本計画（第2次計画）」が策定され、さらに2010年（平成22年）には「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道地球温暖化対策推進計画」、「北海道生物多様性保全計画」という三つの計画が策定され、連動した取り組みが行われています。また、2016年（平成28年）には「北海道環境基本計画（第2次計画）」策定後の施策の進捗状況に関する点検・評価の結果や、環境及び社会経済の状況の変化を踏まえて計画が改定されました。

（3）稚内市の環境に対する取り組み

稚内市では、すべての市民の参加と協働により、人と自然との共生を基本とした良好で快適な環境の保全と創造に関する理念を明らかにし、市の施策の基本方向を定めるものとして、2003年（平成15年）4月、「稚内市環境基本条例」を施行し、2006年（平成18年）2月には、この条例に基づき、長期的視点に立ち、環境に対する基本的な方針と市民、事業者、市の各主体が担う具体的な取り組みを示す総合的な計画として、2015年度（平成27年度）までの10年間を期間とする「稚内市環境基本計画」を策定しました。さらに、2011年（平成23年）3月には、これまで稚内市が進めてきた環境に関する取り組みをさらに進めるとともに、市民一人ひとりが環境に対する意識を一層高めるため、自ら参加・行動することを宣言し、その決意を内外に明らかにするため、「環境都市宣言」を行いました。

本計画は、2006年（平成18年）2月に策定した「稚内市環境基本計画」に基づく取り組み状況について検証し、「環境都市宣言」を踏まえ、新たな課題や国内外の情勢の変化に対応し、さらなる取り組みの推進を目的として「第2次稚内市環境基本計画」として策定したものです。

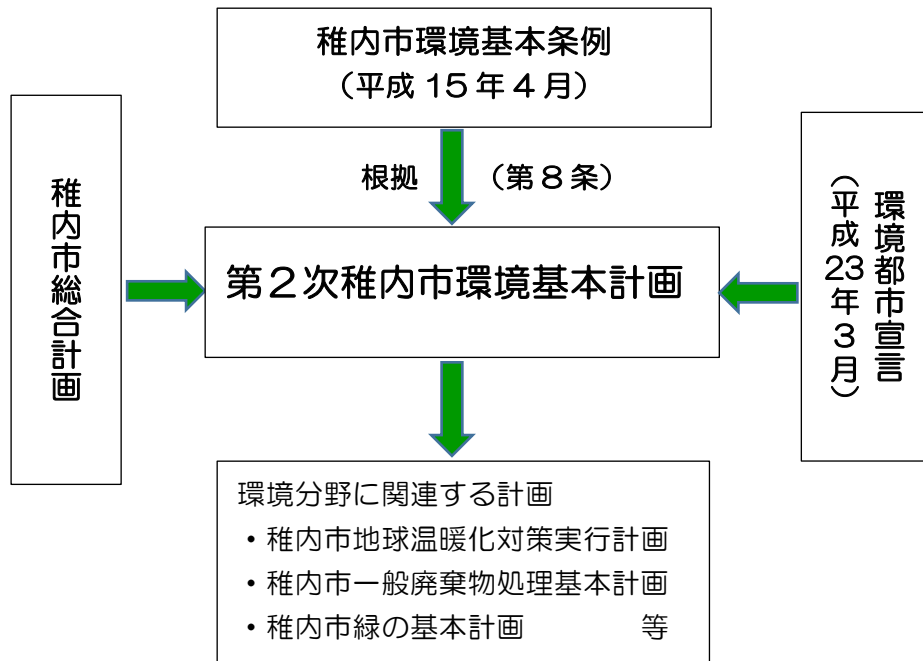
【 環境都市宣言 ～人と地球にやさしいまちを目指して～ 】（平成23年3月）

私たち稚内市民は、「人と地球にやさしいまち」を目指し、稚内の豊かな自然や、かけがえない地球環境をより良好なものとして次の世代に引き継ぐため、自ら環境保全活動に参加し、環境に負荷をかけない行動をすることをここに宣言します。

1. ふるさとの豊かな恵みがこれからも続くように、人と自然が共生する環境にやさしい暮らしをします。
1. 先人が残した美しい景観や歴史・文化を守り伝え、ふるさとを愛する心を育みます。
1. きれいな水と空気を守り、健康で安心して暮らせるまちをつくります。
1. 限りある資源を大切に、風や太陽などの地球にやさしいエネルギーを活用した地域社会の姿を、全世界に発信します。
1. 市民、事業者、市が協働し、積極的に環境保全活動に取り組みます。

2. 計画の位置づけと役割

「第2次稚内市環境基本計画」は、本市の環境を保全・創造し「環境都市わっかない」の実現をめざす、環境分野の上位計画です。環境に関する施策は、国や北海道の関連する計画や市総合計画等との整合を図り、環境に配慮した取り組みとなるようにします。



3. 計画の期間

第2次稚内市環境基本計画の計画期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や科学技術の進展、新たな環境問題の発生など環境問題自体に変化が生じることも想定されるため、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の対象（計画の範囲）

環境基本計画の対象地域は、稚内市全域とします。

なお、対象地域を越えて広域的な連携が必要となる場合には、関係市町村と連携を図りながら施策を講じます。

また、環境基本計画が対象とする環境の範囲は、騒音や水質など日常生活に関連した身近なものから地球温暖化対策など地球規模のものまで、幅広くとらえるものとし、以下のとおりとします。

